



27 関 整 133 号
平成 27 年 4 月 30 日

茨城県知事 殿

関東農政局長



水利施設整備事業（農地集積促進型）実施要綱の制定について

このことについて、平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2053 号をもって、農林水産事務次官より通知がありましたので、御了知いただくとともに、本事業の適切かつ円滑な実施をお願いします。



100

中華民國二十九年
五月二十日

第 一 〇 〇 〇 號



國民政府

國民政府秘書處

國民政府秘書處
國民政府秘書處
國民政府秘書處





27閣整第133号
平 27.4.13 成
農政局

26農振第2053号
平成27年4月9日

関 東 農 政 局 長 殿

農林水産事務次官

水利施設整備事業（農地集積促進型）実施要綱の制定について

平成27年度当初予算が平成27年4月9日に成立したことに伴い、別添のとおり水利施設整備事業（農地集積促進型）実施要綱が制定されたので、御了知の上、本事業の適切かつ円滑な実施に特段の御配慮をお願いします。

なお、貴局管内の各都県知事に対しては、貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導をお願いします。

以上、命により通知する。

27.4.13

水利施設整備事業（農地集積促進型）実施要綱

平成27年4月9日付け26農振第2053号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

} 殿

農林水産事務次官

第1 目的

我が国農業の競争力を強化し、成長産業として発展させていくためには、消費者ニーズに的確に対応できる優れた経営感覚を備えた担い手の経営規模拡大を図ることが重要である。

一方、多くの分水施設や給水口を有する従来型の農業水利システムは、担い手の規模拡大の制約及び水管理労力の増加の要因となっており、システムの再編等により、担い手の生産性向上や、営農の変化に対応した適切かつ合理的な水配分を実現することが不可欠である。

このため、農地集積が一定のレベルに達している地区を対象に、既存の農業用排水施設を活用しつつ、徹底した水管理の省力化を図るシステムを整備することにより、高いレベルの農地集積・集約や、生産性の向上を図る。

第2 事業の内容

本事業の内容は、次に掲げるものとする。

1 農業水利施設整備事業

農業用排水施設の整備等を行う事業であって、別表の区分の欄の1の事業に該当するもの。

2 農業水利施設整備附带事業

1の事業と、別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)から(4)までの事業を併せて一体的に実施するもの。

3 農地集積促進事業

1の事業、2の事業又は国営水利システム再編事業（農地集積促進型）（平成27年4月9日付け26農振第2032号農林水産事務次官依命通知。以下「国営水利事業」という。）と、密接な関連のある別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(1)から(3)までの事業を併せて一体的に実施するもの。ただし、国営水利事業については、(2)の事業に限る。

第3 事業実施主体

- 1 第2の1及び2の事業実施主体は、都道府県とする。
- 2 第2の3の事業実施主体は、都道府県とする。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事業については、それぞれ(1)から(3)までに定める者を事業実施主体とすることができる。
 - (1) 別表の区分の欄の3の事業の事業種類の欄の(1)のアの事業
都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区
 - (2) 別表の区分の欄の3の事業の事業種類の欄の(1)のイの事業
市町村、土地改良区又は農業協同組合
 - (3) 別表の区分の欄の3の事業の事業種類の欄の(2)及び(3)の事業
市町村、土地改良区

第4 事業の採択要件

第2の1の事業の実施に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の農用地区域内において実施されるものであること。ただし、農用地区域以外の区域内において事業を実施する必要がある場合には、必要な限度において、当該農用地区域以外の区域を対象とすることができるものとする。
- 2 受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であって、末端支配面積が5ヘクタール以上であること。
- 3 農業用排水施設の整備と担い手への農地集積の一体的な推進に係る土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条第5項に規定する農用地利用集積地域土地改良整備計画（以下「整備計画」という。）を策定していること。
- 4 農業水利施設整備事業等（第2の1及び2の事業をいう。以下同じ。）の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が、事業開始時（別表の区分の欄の3の事業の事業種類の欄の(1)の事業（以下「高度土地利用調整事業」という。）を農業水利施設整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ次のとおり増加することが確実と見込まれること。
 - (1) 事業開始時における担い手農地利用集積率が40%未満である場合にあっては、これが50%以上となること。
 - (2) 事業開始時における担い手農地利用集積率が40%以上50%未満である場合にあっては、これが10パーセントポイント以上増加すること。
 - (3) 事業開始時における担い手農地利用集積率が50%以上55%未満である場合にあっては、これが60%以上となること。
 - (4) 事業開始時における担い手農地利用集積率が55%以上90%未満である場合にあっては、これが5パーセントポイント以上増加すること。
 - (5) 事業開始時における担い手農地利用集積率が90%以上95%未満である場合にあっては、これが95%以上となること。
 - (6) 事業開始時における担い手農地利用集積率が95%以上である場合にあっては、事

業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。

第5 事業の実施手続

- 1 都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、事業採択申請書、事業計画概要書（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき行う場合に限る。）及び第6の計画（以下「事業採択申請書等」という。）を、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農林局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、都道府県以外が、本事業を実施しようとする場合にあっては、都道府県知事の指定する期日までに事業を実施したい旨を都道府県知事に申し出るものとし、都道府県知事はこれを基に事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、事業採択申請書等を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に事業の採択通知書を交付するものとする。

第6 計画の作成

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、次に定めるところにより必要な計画を作成するものとする。

- 1 都道府県知事が、農業水利施設整備事業等を実施する場合には、整備計画を作成するものとする。なお、整備計画の目標年度は、農業水利施設整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。
- 2 整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 地区の現況
 - イ 課題及び整備方針
 - ウ 農業水利施設整備事業等の概要
 - エ 担い手への農用地集積計画
 - オ 担い手別農用地集積方法
 - カ 農地集積促進事業の概要
 - キ 中心経営体への農地集積・集約化計画
- 3 整備計画が適合しなければならない土地改良法施行令第50条第5項の農林水産大臣が定める基準とは、次に掲げる事項が明らかなものであることとする。
 - ア 計画区域の現況
 - イ 担い手等の見通し
 - ウ 担い手の経営規模の拡大並びにこれを実現するために必要な農用地流動化及び農作業の集積の内容
- 4 第3の2に基づき、市町村、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会及び農業協同組合が事業を実施する場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事が作成した整備計画と整合の図られた事業となるように配慮するものとする。
- 5 都道府県知事は、国営水利事業と関連のある別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(2)の中心経営体農地集積促進事業を一体的に実施するときは、農業経営高度化計画

を作成するものとする。

第7 計画の変更

- 1 都道府県知事は、第5の規定により採択された事業について、物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）に該当する場合は、第6の計画の変更を行うものとする。
- 2 都道府県知事は、1の計画の変更を行ったときは、変更計画報告書及び変更計画を地方農政局長等に提出するものとする。

第8 助成

国は、予算の範囲内で、本事業に関連して必要となる経費について、別記に掲げる事業費につき別に定めるところにより、都道府県に助成するものとする。

第9 事業達成状況の報告

第2の1及び第2の2の事業を実施した場合には、都道府県知事は、地方農政局長等に、事業の達成状況について報告するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知。）に基づき事業を実施している地区において、本事業を実施する場合は、第5が行われたものとみなす。
- 2 平成27年度における事業採択申請等の提出期限は、第5の1の規定にかかわらず、平成27年10月末日までとする。

別表

区分	事業種類	事業内容
1 農業水利 施設整備 事業		農業用排水施設の新設、廃止又は変更
2 農業水利 施設整備 附帯事業	(1) 用排水施設整備事業	農用地につき行う農業用排水施設の整備
	(2) 暗渠排水事業	農用地につき行う完全暗渠、補助暗渠若しくは補水渠の新設若しくは変更又は心土破砕
	(3) 客土事業	農用地につき行う客土（混層耕を含む。）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等
	(4) 区画整理事業	農用地の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う事業
3 農地集積 促進事業	(1) 高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業	農用地の集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 関係農家の意向調査活動、関係機関との調整等調査・調整活動
	(2) 中心経営体農地集積促進事業	中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2の1に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。）への農用地の集積に向けた促進支援
	(3) 耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動等

別記

1 工事費	建設費	合計
ア 純工事費（請負工事にあつては、工事費とする。）		
イ 測量設計費		
ウ 用地費及び補償費		
エ 船舶機械器具費		
オ 全体実施設計費		
カ 換地費		
2 促進費		
3 調査・調整費		
<p>（以下、各項目の具体的な内容が記載されているが、画像が非常に淡く、文字がほとんど読み取れない。一般的な項目として、測量、設計、用地取得、船舶整備、実施設計、換地、促進、調査調整などが想定される。）</p>		